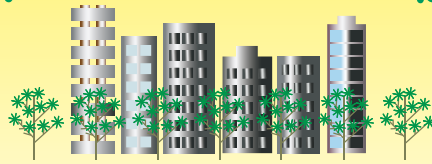


笑顔あふれる快適な街づくり



スマイルロード整備事業

(道路用地の寄付や買収を伴わない道路の整備です。)

私たちが身近に利用している道路は、日常生活や社会生活を支える最も基本的な移動空間として大変重要な役割を果たしています。

また、今日、道路に対する社会状況は大きく変化しており、道路環境の整備による、安全性及び利便性の向上が求められています。

さいたま市では、毎日利用されている道路の環境整備や老朽化の改善など、利用者のニーズに応えるための、「よろこばれる道づくり」を目的として、スマイルロード整備事業を行っています。



さいたま市は、市民のみなさまと協力して、笑顔あふれる快適な街づくりを目指します。



さいたま市建設局
建設事務所／道路維持課

『スマイルロード整備事業』の対象

- さいたま市の管理する道路で、交差点から他の交差点まで、又は交差点から行き止まりとなる地点を一路線とし、一路線全体を同時に整備が可能なこと。
- 関係地域住民及び各種関係権利者全員の同意があること。(原則)
- 技術的に道路整備が可能なこと。
(道路排水の排水先が確保できること、工事作業空間が十分確保できること等)

『スマイルロード整備事業』の工事内容

- 排水能力を高め、通行しやすい道路に
- 側溝の蓋かけを行い、広く安全な道路に
- 舗装を新設し、振動や騒音の少ない道路に etc.....

工事前



工事後



さいたま市内には全長約4,200kmもの道路があります。

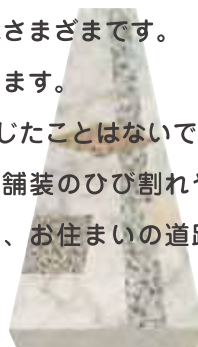
歩道と車道が整備された広い道路から、土のままの道まで、その種類はさまざまです。

みなさまがお住まいの地域の道路も、その幅員や道路形態は多様にあります。



普段の生活の中で、お住まいの道路に不便を感じたことはないでしょうか？

雨が降ったあと水溜まりができて歩きにくい、舗装のひび割れやツギハギによる振動がある、側溝に蓋が無く危険を感じるなど、お住まいの道路に感じられている色々なことがあると思います。



『スマイルロード整備事業』について

「スマイルロード整備事業」は、お住まいのみなさまが感じられているご意見ご要望を取り入れて道路整備を進めていく制度です。

お住まいのみなさまが、日ごろ利用している道路について感じられているご意見ご要望を道路沿線の皆様で持ち寄り、道路整備への意向がまとまりましたら、さいたま市に申請してください。さいたま市は皆様が集められた申請書を基に、現地などの調査を行い、具体的な整備への検討を進めます。



「スマイルロード整備事業」は、道路整備へのご意向とご理解を深めたうえで道路整備を申請するため、より円滑でみなさまのニーズを取り入れた道路整備を進めていく事業です。

「スマイルロード整備事業」の工事期間中は、ご不便・ご迷惑を最小限に抑えられるよう工事を進めてまいります。

工事中は通行止めなどのご迷惑をお掛けするため、工事着手時には工事期間、工事責任者、連絡先等をお配りしてから工事を行い、通行止めの予定をお知らせするなど、工事の状況を把握していただき、みなさまのご協力をいただけますよう情報を提示します。



「スマイルロード整備事業」では、市民のみなさま・市役所・施工業者が一体となった道路整備を目指します。

■ 『スマイルロード整備事業』 申請書の提出

地元の皆様でスマイルロード整備について、要望がまとまりましたら、次の申請書を各建設事務所担当課に提出して下さい。

- ・ 申請書（様式1） …………… 1部
- ・ 要望書（様式2） …………… 居住者又は地権者全員の署名
- ・ 案内図 …………… 1部
- ・ 公図のコピー …………… 1部

■ 『スマイルロード整備事業』 の流れ

【事前相談】

1. 整備の可否について担当課に事前相談



2. 担当課による現地確認（簡易調査）



3. 整備の可否を代表者に回答



【申請】（※ 現地確認の結果、整備が可能な場合）

4. 申請書提出（地元で要望をまとめて頂く必要があります。）



5. 整備の可否や実施時期（予定）を代表者に通知



6. 市による測量費用・工事費用の予算措置



【実施】

7. 必要に応じて、道路の測量を行い現況の境界杭を確認



8. 道路整備工事



9. 境界標の確認及び復元



10. 事業完了

■ 『スマイルロード整備事業』 の注意点

- 現地の状況により、事業着手までの期間が異なります。
- 道路工事の際、道路の高さが変わることがあります。
- 状況の変化に伴い、事業を中止する場合があります。

スマイルロード整備事業に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域住民及び土地所有者の理解と協力のもと、スマイルロード整備の推進により、安全で快適な道路環境の向上と住みよいまちづくりに資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に挙げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) スマイルロード 道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第3条に規定される道路の内、路線整備を実施する必要な道路及び、市長が当該道路以外で路線整備を特に必要であると認めるものをいう。
- (2) 路線整備 スマイルロード路線ごとに、その一路線（交差点から他の交差点まで、または交差点から行き止まりとなる地点までをいう。以下同じ。）について一路線全体を同時に道路整備を行うことをいう。

(適用の除外)

第3条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。

- (1) 暮らしの道路整備事業に該当する道路（寄付を伴う路線整備が必要な道路）
- (2) 管理がさいたま市以外の道路
- (3) 土地区画整理法による事業中区域内
- (4) 私道（道路位置指定道路を含む）
- (5) 都市計画法に規定する開発行為及びさいたま市開発行為の手続に関する条例に係る物件
- (6) その他道路の整備が困難であると認められる場合。（工事作業空間が十分確保できない、家屋・敷地・工作物等の影響がある等）

(スマイルロード整備条件)

第4条 スマイルロード整備する道路は、次の各号に定める要件を全て具備していなければならない。

- (1) スマイルロード整備について、関係地域住民及び各関係権利者の同意を得ている路線であること。
- (2) 道路境界が確定していること。もしくは、道路境界が不確定の場合には、地域住民や各種関係権利者の道路境界確定の同意を得ている路線であること。
- (3) 道路排水施設を布設する場合は、排水流末が確保されていること。

(整備の申請)

第5条 スマイルロード整備に関する要望は、該当地域を代表するもの（以下「申請代表者」という。）が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(申請の受理)

第6条 前条の規定による申請について、当該路線の状況を確認し関係者と協議の上、さいたま市道路整備事業調整審査会に諮り、整備実施の可否を決定後、速やかに申請代表者に通知するものとする。

- 2 前項により整備実施の決定を行った申請において、権利者の同意が得られないなど、申請者側の原因で着手できない場合は、その理由を付し、申請代表者に文書で通知するものとする。なお、この場合申請者は、着手できない原因が解消された場合は再度申請を行うことができ、その申請は当初の審査順位に復帰するものとする。

(整備工事)

第7条 スマイルロード整備工事の施工期日及び施工方法は、さいたま市で決定する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成15年4月1日から施行する。
改正 第3条・第6条 平成20年4月1日
改正 第3条 平成21年4月1日
改正 第6条 平成25年10月10日

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にされている旧要綱第6条の規定による申請の受理は、新要綱第6条の規定による申請の受理とみなす。

工事前



工事後



問合せ先

- 北部建設事務所 (担当区域: 西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区)
道路維持課 048-646-3223
- 南部建設事務所 (担当区域: 中央区・桜区・浦和区・南区・緑区)
道路維持課 048-840-6224